

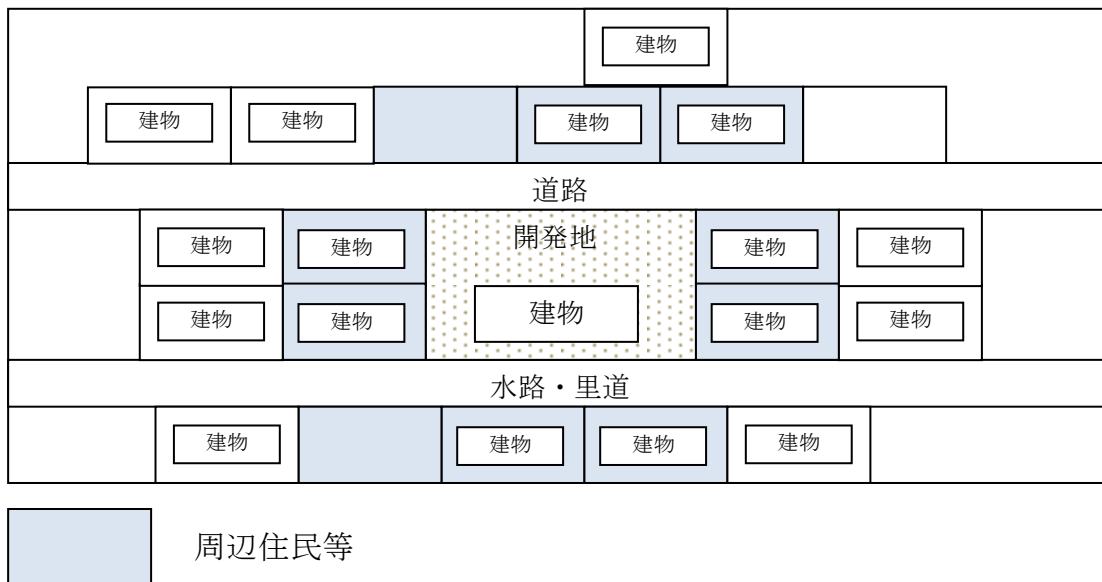
亀岡市宅地開発等に関する条例

(周辺住民の意見の尊重)

第12条 事業者は、**事業計画及び工事施工**について開発行為等を行う敷地の**周辺住民等**の意見を十分尊重するものとし、**説明会等**によりあらかじめ必要な調整を図り、その経過及び結果等を市に**報告**しなければならない。

[周辺住民等]

- 当該開発地に接する土地（当該開発地に接する土地が道路及び水路・里道であるときは当該道路及び水路・里道〔当該開発地に接する部分に限る〕と当該開発地の反対側において接する土地を含む）に居住する者及び土地又は建築物を所有する者



- 開発地に接する土地の自治会の代表者及びその他住民組織の代表者
- その他計画に応じて生活環境に影響を受けることが想定される周辺住民（最大は自治会単位等）

[説明内容]

(事業計画)

- 事業主、工事の名称、開発区域に含まれる地域の名称、面積、予定建築物の用途、工事施行予定期間、土地利用計画、新たに設置される公共施設、雨水排水計画等、事業主・設計者並びに工事施行者・現場監督者の氏名・住所・連絡先

(工事施工)

- 工事の作業予定時間、工事車両の運行計画、工事中のガードマンの配置計画、工事中の騒音、振動及び防災対策、工事中の安全対策

(図面)

- 位置図、土地利用計画図、雨水排水計画図、その他説明のために必要な図面等

[説明会等]

- 計画の内容等について書面・図面（上記説明内容記載）にて説明しなければならない。
- 周辺住民等から説明会の開催を求められたときは、これに応ずるものとする。

[報告]

